



20環審第 2 号  
平成21年2月10日

福島県知事 様

福島県環境審議会長



水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定について（答申）  
平成20年12月24日付け20環保第1067号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

逢瀬川等5河川について、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）に基づき、別表のとおり水域類型を指定することが適当である。

なお、荒川については酸性河川が流入するなど特殊な水域であること、また、松川については酸性河川で魚類の生息が困難な水域であることから、いずれの河川についても水域類型指定をしないことが適当である。